

甲武信ユネスコエコパーク展示パネル貸出要領

(趣旨)

第1条 この要領は、甲武信ユネスコエコパーク展示パネル（以下「パネル」という。）の貸出しに係る手続その他その取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸出しの対象)

第2条 貸出しを行うパネルは、別表のとおりとする。

(無償貸出し)

第3条 パネルは、無償で貸し出すものとする。ただし、パネルの引渡、管理、原状回復及び返納に要する費用は、パネルの貸出しを受ける者（以下「借受人」という。）が負担するものとする。

(貸出しの期間)

第4条 貸出しの期間は、30日を超えることができない。ただし、山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課長（以下「自然共生推進課長」という。）が特に認める場合は、この限りでない。

(貸出しの手続)

第5条 パネルの貸出しを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、甲武信ユネスコエコパーク展示パネル貸出申請書（第1号様式）に必要事項を記入の上、貸出しを受けようとするパネルを利用する行事等の概要、当該行事等を主催する団体等の概要（当該団体等が官公庁である場合を除く。）その他当該パネルの利用の目的及び態様が分かる資料を添えて、自然共生推進課長に提出し、その承諾を得なければならない。

2 自然共生推進課長は、前項の規定による申請があった場合、貸出しを受けようとするパネルを利用する行事等が次に掲げる行事等のいずれかに該当するとき、パネルの使用を承諾するものとする。

- (1) 県及び県内市町村・学校等が開催する行事等
- (2) 市民活動を行う団体等（法人格がないものを含む。）が開催する行事のうち、収益を上げることを主たる目的として開催するものでない行事等
- (3) 民間企業等が開催する行事のうち、公益的な目的で開催する行事等
- (4) その他自然共生推進課長が公益的観点から適当と判断できる行事等

3 前項の規定にかかわらず、自然共生推進課長は、第1項の規定による申請の内容が次に掲げる事項のいずれかに当たるときは、パネルの使用を承諾してはならない。

- (1) 県の品位を傷つけるおそれ、又は正しい理解の妨げになるおそれのあるとき。
 - (2) パネルが正しい使用方法に従って使用されないおそれのあるとき。
 - (3) 法令（条例及び規則を含む。）に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
 - (4) 特定の政治家等の個人、政党若しくは宗教団体を支援するものであるとき、又はこれらを支援若しくは公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
 - (5) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6項に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者が使用する場合
 - (6) その他自然共生推進課長がパネルの使用について公益的観点から不適當であると認めるとき。
- 4 自然共生推進課長は、第1項及び2項の規定により使用を承諾する場合は甲武信ユネスコエコパーク展示パネル使用承諾書（第2号様式）により、使用を承諾しない場合は甲武信ユネスコエコパーク展示パネル使用不承諾通知書（第3号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 5 自然共生推進課長は、使用の承諾に際し、条件を付することができる。

（貸出しの方法）

第6条 借受人は、甲武信ユネスコエコパークインフォメーションセンターから直接パネルの貸出しを受け、直接返却することを原則とし、その作業は借受人が行うものとする。

（遵守事項）

第7条 借受人は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾された行事のみに使用すること。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) パネルの第三者への転貸、複製をしないこと。
- (4) パネルの汚損、破損、盗難等を防止するための対策を十分に行うこと。
- (5) 第5条第5項に基づく条件が付された場合、これに従って使用すること。

（承諾の取消し）

第8条 自然共生推進課長は、借受人が前条に定める事項を遵守しなかったときは、その承諾を取り消すことができる。この場合、借受人に損害が生じても、県はその責めを負わない。

(原状回復等)

第9条 パネルに汚損、破損、盗難等が生じたときは、借受人はパネルを原状に回復し、又は原状に回復しないことによって生ずる損害額を県に支払わなければならない。

(県の責任)

第10条 パネルの瑕疵等により、借受人が被った損害に対しては、県はその責めを負わない。

(委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、パネルの取扱いに係る必要な事項は、自然共生推進課長が別に定める。

別表（第2条関係）

記号	内容	枚数	サイズ (cm)	数量
A	概要（地図、紹介、特徴）	4枚	W90×H60	1セット
B	概要（地図、紹介、エリア内の主な山々、四大河の源流域）	3枚	W120×H50	1セット
C	エリア内の主な山々	1枚	W50×H120	3セット
D	四大河の源流域	1枚	W50×H120	3セット
E	多様な生態系	1枚	W50×H120	3セット
F	地域資源を生かした特産品	1枚	W50×H120	1セット
G	住民参加の環境活動	1枚	W50×H120	1セット

附 則

(施行期日)

この要領は、令和4年6月27日から施行する。

第1号様式（第5条第1項関係）

甲武信ユネスコエコパーク展示パネル貸出申請書

年 月 日

山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課長 殿

住所

氏名

（法人その他の団体の場合は所在地、名称・代表者氏名）

次のとおり、甲武信ユネスコエコパーク展示パネルの貸出しを受けたいので、甲武信ユネスコエコパーク展示パネル貸出要領第5条第1項の規定により申請します。

1 パネルの記号、数量	
2 使用する行事等名の名称	
3 行事等の開催日時	
4 行事等の開催場所	
5 行事等の目的及び内容	
6 貸出し希望期間 (貸出日から返却日)	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
7 担当者名・連絡先	

【添付資料】

- ・ 行事の概要が分かる資料（チラシ、企画書 等）
- ・ 行事等を主催する団体等の概要（官公庁が主催する場合を除く。）
- ・ 第1号様式（別紙）誓約書（官公庁が主催する場合を除く。）

第1号様式（別紙）

誓 約 書

私は、次の事項を誓約します。

- 1 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
 - (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者
- 2 1の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

年 月 日

山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課長 殿

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所

〔法人、団体にあつては、法人・団体名、代表者名〕

(ふりがな)

氏 名

㊞

第2号様式（第5条第4項関係）

甲武信ユネスコエコパーク展示パネル使用承諾書

年 月 日

殿

山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課長

年 月 日に申請のあった甲武信ユネスコエコパーク展示パネルの使用については、次のとおり承諾します。

【貸出し内容】

貸出期間 (貸出日から返却日)	
パネルの記号・数量	

【遵守事項】

使用の際は、次の事項を遵守してください。遵守されなかった場合は、承諾を取り消すことがあります。

- (1) 承認された目的以外で使用しないこと。
- (2) 貸出期間を遵守すること。
- (3) パネルの第三者への転貸、複写をしないこと。
- (4) パネルの汚損、破損、盗難等を防止するための対策を十分に行うこと（パネルに汚損・破損・盗難等が生じた場合は、原状回復又は損害額の支払いが必要となります。）

【留意事項】

パネルは、甲武信ユネスコエコパークインフォメーションセンターから直接貸出し及び返却を行うため、事前に甲武信ユネスコエコパークインフォメーションセンターに連絡してください。貸出し及び返却の際は、この承諾書を係員に提示してください。

甲武信ユネスコエコパークインフォメーションセンター
住 所：甲府市山宮町片山3371（山梨県立武田の杜保健休養林 武田の杜サービスセンター内）
電話番号：055（251）8551
利用時間：9：00～17：00 休館日：月曜日、休日の翌日（土日除く）、年末年始

第3号様式（第5条第4項関係）

甲武信ユネスコエコパーク展示パネル不承諾通知書

年 月 日

殿

山梨県環境・エネルギー部自然共生推進課長

年 月 日に申請のあった甲武信ユネスコエコパーク展示パネルの使用については、
次のとおり不承諾とします。

不承諾の理由